

訪問看護・予防訪問看護サービス重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいくらいがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社神楽
代表者氏名	代表取締役 尾下 功
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	〒664-0895 兵庫県伊丹市宮ノ前1丁目3番7号 電話：072-768-7288 FAX：072-768-7299
法人設立年月日	令和 6年 3月 8日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1)事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護 訪問鍼灸マッサージ かぐら
介護保険指定事業所番号	2863390718
ステーションコード	3390718
事業所所在地	〒664-0895 兵庫県伊丹市宮ノ前1丁目3番7号
連絡先 相談担当者名	電話：072-768-7288 FAX：072-768-7299 担当 森本 峻矢
事業所の通常の 事業の実施地域	兵庫県伊丹市

(2)事業の目的及び運営の方針

事業の目的	病気やケガなどにより継続して在宅での療養が必要なご利用者で、主治の医師が必要と認めた利用者に対して、看護サービスを提供し、居宅においてご利用者が有する能力に応じた、可能な限り自立した生活を確保することができるよう支援することを目的とします。
運営の方針	ご契約者の心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。事業の実施に当たっては、人員の確保、教育指導に努め、ご利用者個々の主体性を尊重し、地域の保健医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

(3)事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 (12月29日～1月3日、8月13日～8月15日、祝日を除く)
営業時間	9時～18時

(4)サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日～金曜日
サービス提供時間	9時～18時

※上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡や対応が可能な体制とします。

(5)事業所の職員体制

管理者	看護師 森本 峻矢
-----	-----------

職	職務内容	人員数
管理者	1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 (介護予防) 訪問看護計画書及び(介護予防) 訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名

看護職員	1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して（介護予防）訪問看護計画書及び（介護予防）訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。	看護師 常勤 3名 非常勤 0名 理学療法士 常勤 0名 非常勤 3名 作業療法士 常勤 0名 非常勤 0名 言語聴覚士 常勤 0名 非常勤 0名
	2 主治の医師の指示に基づく（介護予防）訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。	
	3 利用者へ（介護予防）訪問看護計画を交付します。	
	4 指定訪問看護の実施状況の把握及び（介護予防）訪問看護計画の変更を行います。	
	5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。	
	6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。	
	7 【介護】サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者・地域包括支援センターと連携を図ります。	
	8 【医療】サービス担当者会議への出席等により、保険・医療・福祉と連携を図ります。	
	9 訪問日、提供した看護内容等を記載した（介護予防）訪問看護報告書を作成します。	
	10 （介護予防）訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。	
	11 訪問看護の提供に当たっては、適切な技術をもって行います。	
事務職員	1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常勤 0名 非常勤 0名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	【介護】主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた（介護予防）訪問看護計画を作成します。 【医療】主治の医師の指示に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。

訪問看護の提供	<p>(介護予防) 訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。</p> <p>具体的な訪問看護の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 病状・障害の観察 ② リハビリテーション（体の動かし方、訓練の方法） ③ 身体の清拭援助（全身清拭、入浴介助、洗髪、手、足浴など） ④ 日常生活上の支援（食事、排泄の方法、薬の説明・指導） ⑤ 床ずれの予防と処置 ⑥ 療養生活や介護方法の相談や指導 ⑦ 主治の医師との連絡調整、診療の補助業務 カテーテル等の管理
---------	--

看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	6時～8時	8時～18時	18時～22時	22時～6時

【介護】 提供するサービスの利用料、利用者負担額について

看護師による訪問		利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
20分未満	昼間	336円	672円	1,008円
	早朝・夜間	419円	839円	1,258円
	深夜	504円	1,008円	1,512円
30分未満	昼間	504円	1,008円	1,512円
	早朝・夜間	629円	1,258円	1,887円
	深夜	755円	1,511円	2,266円
30分以上1時間未満	昼間	881円	1,761円	2,642円
	早朝・夜間	1,099円	2,200円	3,300円
	深夜	1,320円	2,640円	3,961円
1時間以上1.5時間未満	昼間	1,207円	2,414円	3,621円
	早朝・夜間	1,509円	3,017円	4,526円
	深夜	1,810円	3,621円	5,431円

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問		利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
1日に2回まで の場合 (1回20分)	昼間	315円	629円	944円
	早朝・夜間	393円	785円	1,178円
	深夜	472円	944円	1,416円
1日に2回を 超える場合 (1回20分)	昼間	283円	566円	849円
	早朝・夜間	353円	706円	1,059円
	深夜	424円	847円	1,271円

看護師による訪問(介護予防)		利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
20分未満	昼間	324円	648円	973円
	早朝・夜間	404円	809円	1,213円
	深夜	486円	972円	1,457円
30分未満	昼間	483円	965円	1,448円
	早朝・夜間	602円	1,205円	1,807円
	深夜	723円	1,447円	2,170円
30分以上 1時間未満	昼間	850円	1,699円	2,549円
	早朝・夜間	1,061円	2,123円	3,184円
	深夜	1,274円	2,549円	3,823円
1時間以上 1.5時間未満	昼間	1,166円	2,333円	3,499円
	早朝・夜間	1,457円	2,915円	4,372円
	深夜	1,749円	3,499円	5,2円

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問(介護予防)		利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
1日に2回まで の場合 (1回20分)	昼間	304円	608円	912円
	早朝・夜間	380円	760円	1,140円
	深夜	456円	912円	1,367円
1日に2回を 超える場合 (1回20分)	昼間	273円	546円	819円
	早朝・夜間	340円	681円	1,021円
	深夜	409円	817円	1,226円

※上記の金額は1回あたりの金額です。

加算名称	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)	算定回数等
緊急時訪問看護 加算Ⅰ	642 円	1,284 円	1,926 円	1月に1回
緊急時訪問看護 加算Ⅱ	614 円	1,228 円	1,842 円	1月に1回
特別管理加算Ⅰ	535 円	1,070 円	1,605 円	1月に1回
特別管理加算Ⅱ	268 円	535 円	803 円	1月に1回
ターミナルケア 加算	2,675 円	5,350 円	8,025 円	死亡月に1回
遠隔死亡診断 補助加算	160 円	321 円	482 円	
初回加算Ⅰ	375 円	749 円	1,124 円	初回のみ
初回加算Ⅱ	321 円	624 円	963 円	初回のみ
退院時共同指導 加算	642 円	1,284 円	1,926 円	1回につき
看護・介護職員 連携強化加算	268 円	535 円	803 円	1月に1回 (介護予防なし)
看護体制強化 加算Ⅰ	589 円	1,177 円	1,766 円	1月に1回
看護体制強化 加算Ⅱ	214 円	428 円	642 円	1月に1回
複数名訪問加算 Ⅰ(30分未満)	272 円	544 円	815 円	2人の看護師等が 同時に訪問看護を 行う場合
複数名訪問加算 Ⅰ(30分以上)	430 円	860 円	1,290 円	
複数名訪問加算 Ⅱ(30分未満)	215 円	430 円	645 円	看護師等と看護補 助者が同時に訪問 看護を行う場合
複数名訪問加算 Ⅱ(30分以上)	339 円	678 円	1,018 円	
長時間訪問看護 加算	321 円	642 円	963 円	1回につき
サービス提供 体制強化加算Ⅰ	6 円	13 円	19 円	1回につき
サービス提供 体制強化加算Ⅱ	3 円	6 円	10 円	1回につき
同一建物減算	10%減算			事業所と同一敷地内 の利用者またはこれ 以外の同一建物の利 用者 20人以上にサ ービスを行う場合
	15%減算			事業所と同一敷地内 または隣接する敷地 内に所在する建物の 利用者 50人以上に サービスを行う場合

- ※ 緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなつてない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に加算します。
- ※ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。→下段のかっこ内に記載しています。)に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。
- ※ 特別管理加算(I)は①に、特別管理加算(II)は②~⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

- ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- ② 在宅自己腹膜灌流^{かんりゅう}指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態

- ※ ターミナルケア加算は、利用者又はその家族等の同意を得て、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは 1 日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24 時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。）に加算します。
その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。

- イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であつて生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)、他系統萎縮症(綿条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)、プリオント病、亜急性硬化解性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髓性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
 - ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態
- ※ 初回加算は、新規に（介護予防）訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。
 - ※ 退院時共同指加算は入院若しくは入所中の者が退院退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に加算します。また初回加算を算定する場合は算定しません。

- ※ 看護・介護職員連携強化加算は、訪問介護事業所と連携し、痰の吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合に加算します。
- ※ 複数名訪問看護加算は、2人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)はⅠを、看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合はⅡを加算します。
- ※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時30分未満)に加算します。
- ※ 同一建物減算は、当事業所と同一敷地内若しくは隣接する敷地内の建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅)に居住する利用者にサービスを行う場合で、当該建物に居住する利用者が一月当たり20人を超えた場合は10%を、50人を超えた場合は15%をそれぞれ減算します。
- ※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。

【医療】 提供するサービスの利用料、利用者負担額について

サービス内容	利用料	利用者負担			
		3割負担	2割負担	1割負担	
訪問看護基 本療養費 (I)	週3日まで	5,550円	1,670円	1,110円	560円
	週4日以降	6,550円	1,970円	1,310円	660円
訪問看護基 本療養費 (II)	週3日まで	5,550円	1,670円	1,110円	560円
	週4日以降	6,550円	1,970円	1,310円	660円
訪問看護基 本療養費 (III)	1回あたり	8,500円	2,550円	1,700円	850円
精神科訪問 看護基本療 養費 (I)	週3日まで 30分未満	4,250円	1,280円	850円	430円
	週3日まで 30分以上	5,550円	1,670円	1,110円	560円
	週4日以降 30分未満	5,100円	1,530円	1,020円	510円
	週4日以降 30分以上	6,550円	1,970円	1,310円	660円
精神科訪問 看護基本療 養費 (III) 同一日 2人まで	週3日まで	精神科訪問看護基本療養費 (I) と同報酬、同負担額			
	週4日以降	精神科訪問看護基本療養費 (I) と同報酬、同負担額			
精神科訪問 看護基本療 養費 (IV)	1回あたり	8,500円	2,550円	1,700円	850円
訪問看護 管理療養費	月の初日	7,440円	2,230円	1,490円	740円
訪問看護 管理療養費 I	月の2日目 以降	3,000円	900円	600円	300円
訪問看護 管理療養費 II	月の2日目 以降	2,500円	750円	500円	250円
幼児加算 (6歳未満)	1日につき	1,300円	450円	300円	150円
	1日につき (厚生労働大臣が定める 者に該当する 場合)	1,800円	540円	360円	180円
難病等複数回 訪問加算	1日2回訪問	4,500円	1,350円	900円	450円
	1日3回	8,000円	2,400円	1,600円	800円

	以上訪問				
複数名 訪問看護加算	看護師等 と行う場合	4,500 円	1,350 円	900 円	450 円
	准看護師 と行う場合	3,800 円	1,140 円	760 円	380 円
	看護補助者 と行う場合 (1日に1回)	3,000 円	900 円	600 円	300 円
	看護補助者 と行う場合 (1日に2回)	6,000 円	1,800 円	1,200 円	600 円
	看護補助者 と行う場合 (1日に3回 以上)	10,000 円	3,000 円	2,000 円	1,000 円

	看護師 と行う場合 (1日に1回)	4,500 円	1,350 円	900 円	450 円
複数名 精神科 訪問看護加算	看護師 と行う場合 (1日に2回)	9,000 円	2,700 円	1,800 円	900 円
	看護師 と行う場合 (1日に3回 以上)	14,500 円	4,350 円	2,900 円	1,450 円
	准看護師 と行う場合 (1日に1回)	3,800 円	1,140 円	760 円	380 円
	准看護師 と行う場合 (1日に2回)	7,600 円	2,280 円	1,520 円	760 円
	准看護師 と行う場合 (1日に3回 以上)	12,400 円	3,720 円	2,480 円	1,240 円
	看護補助者 と行う場合	3,000 円	900 円	600 円	300 円
長時間 訪問看護加算	週1回につき	5,200 円	1,560 円	1,040 円	520 円
緊急 訪問看護 加算	1回につき (月14日目 まで)	2,650 円	800 円	530 円	270 円

	1回につき (月15日目 以降)	2,00円	600円	400円	200円
訪問看護 情報提供 療養費 1・2・3	1月につき それぞれ	1,500円	450円	300円	150円
退院時 共同指導加算	退院につき 1回又は2回	8,000円	2,400円	1,600円	800円
看護介護職員 連携強化加算	1月につき	2,500円	750円	500円	250円
特別管理 指導加算		2,000円	600円	400円	200円
退院支援 指導加算		6,000円	1,800円	1,200円	600円
在宅患者 連携指導加算	月1回	3,000円	900円	600円	300円
在宅患者 緊急時等 カソファレンス加算	月2回	2,000円	600円	400円	200円
訪問看護 ターミナルケア 療養費1		25,000円	7,500円	5,000円	2,500円
訪問看護 ターミナルケア 療養費2		10,000円	3,000円	2,000円	1,000円

24時間体制 加算I	1月につき	6,800円	2,024円	1,360円	680円
24時間体制 加算II	1月につき	6,520	1,956円	1,304円	652円
特別管理加算 I	1月につき	5,000円	1,500円	1,000円	500円
特別管理加算 II	1月につき	2,500円	750円	500円	250円
早朝夜間加算		2,100円	630円	420円	210円
深夜加算		4,200円	1,260円	840円	420円

4 その他の費用について

- (1) 死後処置料 12,000円、衛生材料等は実費をご負担願う場合もあります。
- (2) 通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護サービスに要した交通費は実費を頂きます。

5 利用料、利用者負担額及びその他の費用の請求及び支払い方法について

利用料、利用者負担額及び その他の費用の支払い方 法について	(1) 利用料、利用者負担額及びその他の費用の請求方法等 利用料、利用者負担額及びその他の費用の額はサービ ス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請 求致します。 (2) 利用料、利用者負担額及びその他の費用の支払い方法 等 利用者指定口座から自動振替、もしくはその他の方法 でお支払いいただきます。
--------------------------------------	---

※ 利用料、利用者負担額及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当す る訪問看護員の変更を希望さ れる場合は、右のご相談担当者 までご相談ください。	ア 相談担当者氏名 森本 峻矢 イ 連絡先電話番号 072-768-7288 同ファックス番号 072-768-7299 ウ 受付日及び受付時間 月曜日～金曜日 9時～18時
---	---

※ 担当する看護職員しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行います
が、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予
めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

- (1)サービスの提供に先立って、健康保険被保険者証、介護保険被保険者証等に記載された内容を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2)介護保険を適用される場合で、かつ、利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3)主治の医師の指示並びに利用者の心身の状況、また利用者や家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします（介護保険を適用される場合は、利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき作成します）。

(4)サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

(5)看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者的心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1)虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 森本 峻矢
-------------	-----------

(2)成年後見制度の利用を支援します。

(3)苦情解決体制を整備しています。

(4)従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5)介護相談員を受入れます。

(6)サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
--------------------------	---

<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものその他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>
----------------------	--

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
補償の概要	賠償責任保険、天災危険補償特約 等

12 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 関係機関との連携

- ① 指定訪問看護の提供に当り、関係機関との密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「(介護予防) 訪問看護計画書」および「(介護予防) 訪問看護報告書」を、利用者の同意を得た上で関係機関に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに関係機関に送付します。

15 サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

16 衛生管理等

- ① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

17 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
- ① 苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
 - ② 管理者は、訪問介護員に事実関係の確認を行う。
 - ③ 相談担当者は、把握した状況をスタッフとともに検討を行い、時下の対応を決定する。
 - ④ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。（時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡する。）

(2)苦情申立の窓口

<p>【事業者の窓口】 訪問看護 訪問鍼灸マッサージ かぐら 担当：森本 峻矢</p>	<p>住所 〒664-0895 兵庫県伊丹市宮ノ前1丁目3番7号 TEL : 072-768-7288 FAX : 072-768-7299 受付時間：月～金 9時～17時</p>
<p>【公的団体の窓口】 兵庫県国民健康保険団体連合会</p>	<p>神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号(セントラープラザ内) TEL : 078-332-5617 受付時間：月～金 8時45分～17時15分</p>
<p>【公的団体の窓口】 社会保険診療報酬支払基金 兵庫支部</p>	<p>神戸市中央区港島中町4-4-4 TEL : 078-302-5000 受付時間：月～金 9時～17時</p>
<p>【公的団体の窓口】 伊丹市役所 健康福祉部 介護保険課</p>	<p>伊丹市千僧1-1（市役所1階） TEL : 072-784-8037 受付時間：月～金 9時～17時30分</p>

※国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日～31日、1月1日～3日を除く。

18 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

事業者	所在 地	〒664-0895 兵庫県伊丹市宮ノ前1丁目3番7号
	法 人 名	株式会社神楽
	代 表 者 名	代表取締役 尾下 功
	事 業 所 名	訪問看護 訪問鍼灸マッサージ かぐら
	説 明 者 氏 名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住 所	[REDACTED]
	氏 名	[REDACTED]

私は、利用者本人の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。

(代筆) 氏名 : [REDACTED] 続柄 : [REDACTED]

利用者が指定する緊急連絡先

連絡先①	住 所	[REDACTED]
	電 話	[REDACTED]
	氏 名	[REDACTED]
	続柄	[REDACTED]

連絡先②	住 所	[REDACTED]
	電 話	[REDACTED]
	氏 名	[REDACTED]
	続柄	[REDACTED]